

公示（見積合わせ）【電子入札システム対象案件】  
公示番号(HM22001)

見積依頼

（第三国調達：機材調達及び輸送業務を含む）

2022年11月14日  
独立行政法人国際協力機構  
契約担当理事

独立行政法人国際協力機構が実施する「パラオ国大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト向け機材」調達について、会計規程第23条第1項5号及び第24条第1項に基づき、随意契約による見積合わせを実施します。

見積合わせを実施するにあたり、以下の点につきご留意ください。

- ・ 本見積合わせは電子入札システム<sup>1</sup>を利用して実施します。
- ・ 提出書類の授受は質問書及び下見積書を除き、原則電子入札システム上で行います。
- ・ 提出頂いた見積書の金額、納期、関連書類及び諸条件を参考にし、発注者（当機構）にとって最も有利な提案を採用します。
- ・ 第三国調達を前提での調達、見積合せとなります。免税での注文書/注文請書による取引となります。
- ・ 見積書提出締切日以降に選定結果を電子入札システムで通知します。

1. 案件名：パラオ国大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト向け機材
2. 納入条件：
  - (1) 納入場所：最終仕向地 Belau National Hospital, Koror, Palau
  - (2) 梱包条件：輸出輸送梱包
  - (3) 出荷地：輸送条件書のとおり
  - (4) 希望納期：2023年1月31日頃

---

<sup>1</sup> 詳細は「電子入札システム ポータルサイト」でご確認ください。  
<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

- (5) 附属品：機材リストに記載の有無に係わらず、機材を正常に稼働させるために必要とされる資機材（電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換機、バッテリー等）も当該機材に付属して納入すること。
- (6) 輸出書類用機材リスト（英文）：発注後、指定日までに一般・危険品・冷蔵品・冷凍品に分けて提出すること。

### 3. 見積合わせ参加資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格にて「物品の販売」または「物品の製造」の格付けを有していること（格付けは問いません。）及び以下の要件を満たしていること。

本見積合わせに参加を希望する者は、見積書及び全省庁統一資格の提出をもって、以下の項目に誓約したものとします。なお、誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該参加者が提出した見積書を無効とし、参加資格無効を電子入札システムから通知します。

- (1) 当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないこと。
  - ① 応募者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
  - ② 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
  - ③ 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - ④ 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - ⑤ 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不

当に利用するなどしている。

- ⑥ 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑦ その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行っている。

#### 4. 質問

(1) 機材仕様明細書の内容等、この見積合わせ案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

(下記より質問様式をダウンロードしてください。)

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op\\_tend.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html)

① 質問受付期限：2022年11月18日（金）正午

② 提出方法：電子メール

送付先：e\_sanka@jica.go.jp

メールの件名：

【質問】(HM22001)\_(法人名)\_パラオ国大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト向け機材

当機構が電子メールを確認した際には、電子メールの受信をお知らせする返信メールをお送りします。

③ 注意：

- ✓ 質問受付期限を過ぎてから届いた質問及び口頭による質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。
- ✓ 機材リストに参考銘柄として記載している物品以外の製品を提案したい場合は、質問受付期限内に当該銘柄のカタログを電子メールに添付し、提案製品の採用の可否につき質問してください。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

① 回答時期：2022年11月25日（金）をめぐりに以下のURLの「質問回答」欄に掲載予定。

[https://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2021.html#kizai\\_mitsumoriawase](https://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2021.html#kizai_mitsumoriawase)

② 質問の有無に関わらず、仕様・数量等を変更・訂正することがあります。これら変更は「質問回答」欄に掲載しますので、本件参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。提出を受けた見積金額は、当機構が掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。

## 5. 担当部署

郵便番号102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構調達・派遣業務部契約第三課（機材調達班）

TEL: 03-5226-6643

Email: e\_sanka@jica.go.jp

## 6. 提出書類・提出方法及び提出期限

- 下見積書提出期限：2022年12月1日（木）正午

### （1）提出書類：

- ① 下見積書(PDF) 最終仕向け地までの海上輸送保険料を含む
- ② 競争参加資格を有することを証明するため、全省庁統一資格審査結果通知書の写し

### （2）提出方法：電子メール

送付先：[e\\_sanka@jica.go.jp](mailto:e_sanka@jica.go.jp)

メールの件名：【下見積書】(HM22001) \_ (法人名) \_ パラオ国大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト向け機材

当機構が電子メールを確認した際には、電子メールの受信をお知らせする返信メールをお送りします。

- 本見積書提出期限：2022年12月7日（水）正午

電子入札システムに見積金額を**必ず税抜き**で入力するとともに、以下のとおり必要書類を提出願います。

### （1）提出書類

#### ① 見積明細書

- ア) 納期：注文書送付から納品までの所要日数
- イ) 見積有効期限：発行日から最低30日以上として下さい。
- ウ) 見積金額：機材内訳金額（単価、数量）、機材のサイズ（国内梱包後の大きさ、重量、梱包個数）、機材総額（税抜き）及び消費税相当額
- エ) 特記事項：
  - (a) 温度管理品が含まれている場合：指定温度範囲を記載
  - (b) 危険品が含まれている場合：UN番号を記載

(c) 電源が必要な場合：対応可能電圧・電流・プラグ形状を記載

(d) その他取扱い、輸送に関して留意事項があれば記載願います。

②機材確認シート：本見積依頼最終頁の様式を使用し、納入機材の確認事項をチェックしてください。

## (2) 提出方法

上記(1)に記載の書類はPDF形式とし、全てのPDFファイルを1つのzipファイルにまとめたうえで、電子入札システムにアップロード願います。(サイズ上限3MB)

## 7. 見積合わせ結果

当機構が採用することを決定した見積を提出した者に注文書を電子メールで発送します。

なお、見積合わせの結果について公表は致しませんが、見積合わせに参加いただいた者には電子入札システムを通じて結果を通知します。

## 8. 立会検査

最終仕向地において、JICAパラオ事務所関係者及び先方Belau national Hospital関係者と納入前検査を行います。

## 9. 注意事項

(1) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法) 適合品としてください。

(2) アスベストを含有する資機材の調達は行ないません。

(3) 輸出に当たって現地免税通関を行う上で原産地証明書や燻蒸証明書などの各種証明書の取付に協力して頂く場合があること、

(4) 下見積書及び本見積書には最終仕向け地までの輸送費を含むこと。

(5) 海上輸送保険付保は受注者の任意とする。

以上

別添：機材リスト

## 機材確認シート

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事 殿

20 年 月 日  
住所  
商号/名称  
代表者役職・氏名

印

当社は、「パラオ国大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト向け機材」(HM22001)(以下「本調達」という。)に関して、以下の各事項を確認しました。

1. 本調達はパラオ国への「輸出」を前提とする調達であり、貴機構へ納品する機材は全て輸出可能であることを確認しています。
2. 機材リストに記載の有無に係わらず、機材を正常に稼働させるために必要とされる資機材(電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換機、バッテリー等)を当該機材に付属して納入することを確認しています。

以上

## 梱包条件書（パラオ）

### 1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

#### (1) ケース・マーク（黒字）

JICA Palau Office



Koror, Palau

（インボイス番号）

C/No. （ケース番号/ケース数）

#### (2) サイド・マーク（赤字）

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

#### (3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

#### (4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

### 2 梱包条件

以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

### ●基本事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

### ●航空輸送梱包

- (1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。
- (2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。
- (3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重（通常2G程度）も合わせて受けることになるので、十分な強度を持った段ボール（JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール）により、かつ JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には十分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
- (4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
- (6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。
- (7) 温度管理品（冷蔵品、冷凍品）は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

### ●木材梱包とする場合の条件

- (1) 堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱



包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては嚴重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。

- (2) 原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
- (3) 重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
- (4) 仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO. 15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
- (5) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (6) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (7) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって木箱密閉梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

以上

## 輸送条件書（パラオ）

### 1 業務内容

- (1) 仕向地までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 出荷国における輸出規制及び米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保（受注者の任意とする）
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) 到達地空港から仕向地までの内陸輸送
- (11) 上記に付随する業務

### 2 輸送条件

- (1) 出発地空港：オーストラリア国内の国際空港（機材番号1, 2）及び、  
ニュージーランド国内の国際空港（機材番号3）  
（受注者の手配による）
- (2) 到達地空港：Palau International Airport
- (3) 仕向地：  
（宛名）Dr. Darnelle Worswick  
Belau National Hospital  
（住所）Meyuns, 96940 Koror, Palau P.O. BOX 6027  
Tel: +680 488-2552
- (4) 輸送対象機材  
全機材
- (5) 業務の範囲  
仕向地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）
- (6) 安全かつ迅速な輸送  
受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

## (7) 積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加が発生する場合には、受注者の負担とする。

## (8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

## ① 相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

## ② 通関に日数を要した場合の保管料

通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責任がない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

## (9) 到達地空港から仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

## 3 貨物海上保険

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで（保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中、現地工事があるときは施工中を含む）に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

## 4 輸送書類

## (1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

（航空輸送の場合、原則として出発予定日の14営業日前までに①②③④⑤⑥を提出のこと）

提出書類名	航空輸送
① 航空輸送 : Air Waybill	正 1 部、写 2 部
② Invoice *	正 3 部
③ Packing List	正 3 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note	正 2 部
⑥ 検量証明書	不要

⑦ 原産地証明書	正 1 部、写 2 部
⑧ 領事査証	必要に応じて
⑨ 梱包材熱処理証明書等**	必要に応じて
⑩ 木材証明書	必要に応じて
⑪ 輸送日程報告カード（予定）	正 1 部
⑫ 輸送日程報告カード（確定）	不要
⑬ 輸送日程報告カード（到着）	正 1 部、写 2 部
⑭ 輸出許可通知書	正 3 部

\* 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

\*\* 経由地で必要な場合は取り付けること。

## （2）船積書類記載事項

（Consignee）

JICA Palau Office

George Ngirarsaol Commercial Building, Koror, PALAU 96940

Add: 96940 P.O. BOX 6047 KOROR, REPUBLIC OF PALAU

Tel: +6804885370

（Notify Party）

① JICA Palau Office

George Ngirarsaol Commercial Building, Koror, PALAU 96940

Add: 96940 P.O. BOX 6047 KOROR, REPUBLIC OF PALAU

Tel: +6804885370

② Belau National Hospital

Meyuns, 96940 Koror, Palau P.O. BOX 6027

Tel: +680 488-2552

（Shipper）

受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

（その他）

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

5 注意事項

クーリエ便（国際宅配便）にて機材を輸送することは不可とする。

以上

購入・輸送 機材リスト

会社名: \_\_\_\_\_

国名: パラオ国

案件名: 大洋州地域新型コロナウイルス感染症流行下における遠隔技術を活用した集中治療能力強化プロジェクト向け機材

担当者名: \_\_\_\_\_

基礎情報

番号	機材名 (書籍名)	メーカー名	型番 (ISBN NO.)	備考 (参考銘柄が1つの場合 その理由を記載すること)	機材の用途 (具体的に)	数量	単位	単価 (円)	金額(税抜) (円)
1	Freka Tube, ENFit FR 8, 120cm	FRESENIUS		医療機材本体が納入済みで、 同機材の消耗品の調達のため	経腸栄養輸液ポンプ用の チューブ	18箱	10本/箱		
2	Freka Tube FR8, 120cm, ENfit Linear	FRESENIUS		同上	同上	18箱	10本/箱		
3	Accu-Chek FastClix Lancets 102	Roche		同上	簡易血糖測定器の使い捨て 針	8箱	102本/箱		
								合計:	
								総額:	